第５回東海村空家等対策審議会　次第

日　時　令和８年７月２１日（火）

午後２時００分から

場　所　東海村役場４階　４０３会議室

１　開　会

２　村民生活部長あいさつ

３　議　事

（１）　会長及び副会長の選任

（２）　特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

（３）　特定空家等に対する措置の方針（案）

（４）　東海村空家等対策計画（第三期計画）
管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）

（５）　その他

４　閉　会

議事（１）　会長及び副会長の選任

東海村空家等対策審議会の組織及び運営に関する規則第 4 条の規定に基づき，会長及び副会長１名を選任します。

議事（２）　特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針（案）

議事（３）　特定空家等に対する措置の方針（案）

議事（４）　東海村空家等対策計画（第三期計画）
管理不全空家等・特定空家等に関する事項（案）

本審議会にあっては，『東海村附属機関の設置に関する条例』に基づき設置されており，次の事項についていて審議することとされています。

（１）空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関することを担当すること

（２）特定空家等に対する措置の方針に関すること

（３）その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること

● 東海村空家等対策審議会が担当する事項

附属機関の 属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項
村長	空家等対策審議会	1　次に掲げる事項の審議に関すること。 (1)　空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。 (2)　特定空家等に対する措置の方針に関すること。 (3)　その他空家等の対策に関し村長が必要と認めること。 2　次に掲げる事項の審査に関すること。 (1)　空家等が特定空家等に該当するか否かの判定に関すること。 (2)　特定空家等に対する措置(勧告，命令，代執行及び略式の代執行に限る。)に関すること。